

土地区画整理法第76条の建築行為等許可申請について

1 手続名称

野田市土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書

2 内 容

土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある行為については、市へ許可申請が必要となります。

事業の支障となるおそれのある行為とは次の行為です。

- (1) 土地の形質の変更
- (2) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築
- (3) 移動の容易でない物件の設置・堆積

3 申請の流れ

- (1) 許可を受けようとする者（以下、申請者）が、土地区画整理事業施行者の受付窓口へ正本1部、副本2部を提出。
- (2) 土地区画整理事業施行者が審査後、申請者へ意見書を発行。
(施行者より意見書と合わせて、正本1部、副本1部を返却)
- (3) 申請者が市の許可等に係わる窓口（都市整備課）に意見書、正本1部、副本1部を提出。
- (4) 市の審査後、申請者へ審査結果の通知書を発行。
(市より許可通知書と合わせて、副本1部を返却)

4 申請・問合せ先

地区（事業）名	申請・問合せ先
野田都市計画事業 野田市駅西 土地区画整理事業（市施行）	都市整備課 電話 04-7123-1647
野田都市計画事業 梅郷駅西 土地区画整理事業（市施行）	梅郷駅西土地区画整理事務所 電話 04-7197-5767
野田都市計画事業 台町東 特定土地区画整理事業（組合施行）	関宿地区土地区画整理事務所（事務局） 電話 04-7198-1115
野田市 愛宕駅東第一 土地区画整理事業（組合施行）	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所（事務局） 電話 04-7189-7048
市の許可等に関する審査担当課	都市整備課 電話 04-7123-1647

※ 野田市東新田土地区画整理事業は平成27年9月25日付けで、野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業は平成28年10月28日付けで換地処分となりましたので法第76条第1項の建築行為等許可は不要です。

5 市審査の標準処理期間 約2週間

※ 組合施行の場合、審査処理期間は異なります。